

第 1 章 総 則

第 1 節 推進計画の趣旨

1. 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2. 計画の性格と役割

- (1) この計画は、東南海・南海地震対策災害に関して、市、その他防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、高砂市地域防災計画（地震対策編）の第 5 編として作成する。
- (3) この計画は、東南海・南海地震防災対策基本計画（平成 16 年 3 月 31 日中央防災会議作成）及び兵庫県地域防災計画地震災害対策計画第 6 編東南海・南海地震防災対策推進計画等を踏まえて作成する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1編「総則」第2節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

1. 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法及び高砂市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第1章「基本方針」・第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」の項を参照）

第2節 災害応急対策要員の動員

1. 災害応急対策要員の動員

(→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照)

第3章 災害発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

地域における災害の状況及びこれに対する措置の情報を的確に収集することとする。その際、発生した災害が、自らの対応力のみでは対処できないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報を収集するように留意することとする。

2. 避難のための勧告及び指示

(1) 地震災害全般

- ① 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。
- ② 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

(2) 津波災害

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。なお、日本放送協会放送以外の法定ルート等により津波警報が伝達された場合にも、同様の措置を取ることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」及び、第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」第7節「避難対策の実施」の項の定めるところによる。

3. 施設の緊急点検・巡視

通信施設、水門・樋門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設について、必要に応じ緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」の項を参照)

4. 救助・救急活動、消火活動、医療活動

救助・救急活動、消火活動、医療活動に関しては、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害医療体制の整備」及び、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「消防計画」第6節「人命救出活動の実施」第12節「医療・助産対策の実施」の項の定めるところによる。

また、津波によって海上に流された者や生死不明の状態にある者に関しては、第五管区海上保安本部(加古川海上保安署)及び関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

5. 物資調達

地震が発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請することとする。

(→第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項を参照)

6. 輸送活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「ヘリコプター派遣要請計画」第20節「交通輸送対策の実施」の項を参照)

7. 保健衛生・防疫活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第13節「感染症対策の実施」第16節「遺体の捜索・火葬等の実施」の項を参照)

8. 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備え」第18節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

9. 二次災害の防止

「陸域」

地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライ

ン復旧時における火災警戒等について関係機関と協力し必要な措置を行うこととする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第2.2節「危険物施設等の応急対策の実施」第2.4節「公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進」の項を参照)

「海域」

第五管区海上保安本部(加古川海上保安署)と協力し物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

地震が発生した場合に必要な資機材、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する事項については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第8節「防災資機材の整備」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項の定めるところによる。

2. 人員の配備

(第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照)

3. 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、高砂市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関ごとに別に定めることとする。
- (3) (1)の措置を実施するために配備した人員の配置状況を県へ報告することとする。

第3節 他機関に対する応援要請

1. 相互応援協定の運用

本市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりであり、必要があるときは、それに従い応援を要請することとする。

- (1) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（平成18年11月1日）
- (2) 姫路市との災害時相互応援協定（平成10年1月17日）
- (3) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日）
- (4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（平成21年1月13日）

2. 自衛隊への災害派遣要請

市長は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請することとする。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「自衛隊派遣要請」の定めるところによる

3. 受入体制の整備

市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊及び防災関係機関からの応援を受け入れることとなった場合に備え、県と連絡体制を確保し、受入体制を整備するように努めることとする。

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第5節「防災関係機関との連携」の定めるところによる

4. その他の協定

- (1) 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）
- (2) 災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定書（株式会社 カネカ）
- (3) 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定（イオン(株) 西日本カンパニー等）
- (4) 防災活動への協力に関する協定（マックスバリュ西日本株式会社）
- (5) 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（コカ・コーラウエスト(株)）
- (6) 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（サントリーフーズ(株)）
- (7) 災害時における避難場所提供に関する協定（Oホテル高砂）
- (8) 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に対する体制整備

1. 市町津波災害対応マニュアル作成指針

県は、県が平成10～12年度及び16～17年度に実施した津波被害想定調査結果を踏まえ、対象全市町で津波災害対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的に示すガイドラインを作成することとする。

2. 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、津波災害対応マニュアルを作成した。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

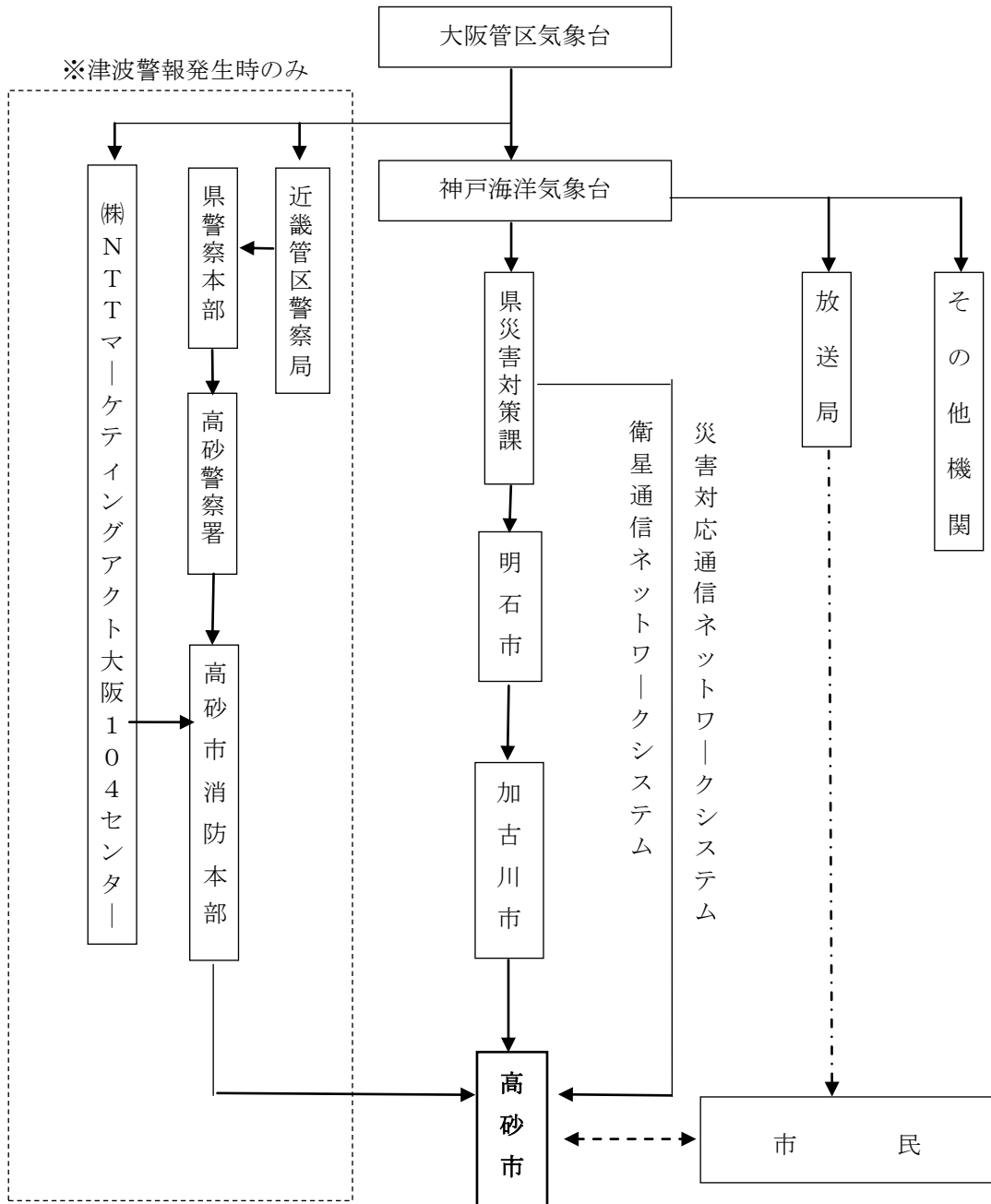
1. 施設整備等の方針

- (1) 海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的（年1回以上）に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。
- (2) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。
- (3) 災害危険箇所の定期的点検を年1回以上実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに計画的な整備に努める。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じるように努めることとする。
- (5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (6) 津波警報等の住民及び海岸付近にいる市民等への迅速な伝達のため、高砂市防災行政無線（屋外拡声子局）の追加整備等の検討をする。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1. 防災関係機関相互の情報の伝達

市は、県その他の防災関係機関と共に、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。なお、津波予報の伝達系統については、次の系統図のとおりとする。



2. 居住者等への情報伝達

市内の居住者、公私の団体及び市内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確にかつ広範に伝達することとする。

(1) 災害情報の伝達

市は、関係機関と協議のうえ、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とする。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難勧告、指示に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎ取るべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて防災行政無線及び広報車両等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。内容については、概ね次のとおりとする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア. 住民への警報・通知で緊急を要し、NHK 神戸放送局、その他民放放送局に、放送を要請する必要がある場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて要請することとする。

イ. 災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、BANBANテレビ株式会社との間で締結している災害時における緊急放送の協力に関する協定に基づき、緊急放送（文字放送等）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を行うこととする。広報車両は原則として公用車（広報車）を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア. 防災行政無線により避難（災害）情報伝達を行う。

イ. 広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車・バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じ、より綿密な情報伝達を実施する。

④ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

緊急避難等の必要が生じた場合は、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

⑤ 地域における日本語に不慣れな外国人に対し、ボランティア、外国人団体の協力を得ながら情報伝達を実施する。

3. 船舶への津波警報等の伝達

市、加古川海上保安署等は、船舶への津波警報等の伝達に関し、次の措置を取ることをとする。

- (1) 市は、在泊船舶に対しては、拡声器、たれ幕等により警報等を伝達することとする。
- (2) 加古川海上保安署は、在泊船舶に対しては、巡視艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器等により周知することとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により伝達することとする。
- (4) 市、加古川海上保安署等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置を併せて示すことに配慮することとする。

4. その他

その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」に定めるところによる。

第4節 避難対策等

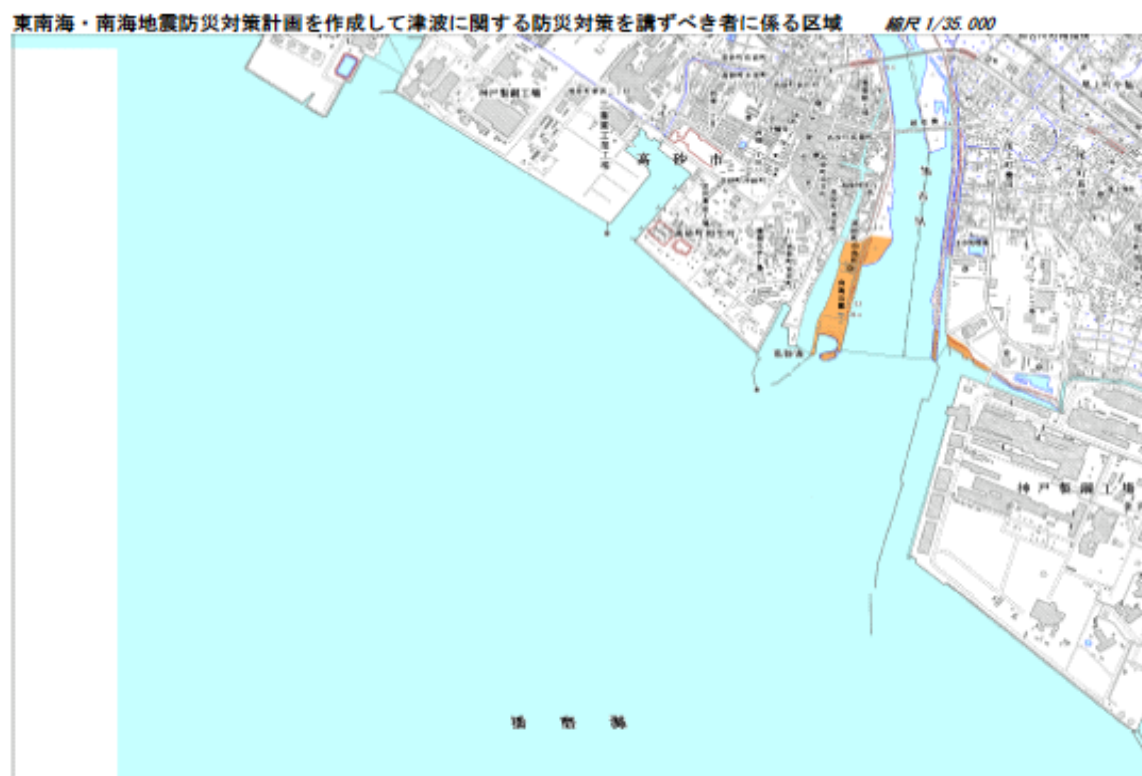
1. 避難対象地区の指定

地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域として東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた区域及び海浜・河川公園等とする。

なお、高砂市地震・洪水ハザードマップ作成時の調査結果により、高砂町藍屋町永楽橋から北東区域を避難対象地区に追加した。

避難対象地区	避難所
高砂町向島町 (市道宮前幹線道路高砂大橋以南の区域)	高砂小学校
荒井町小松原 (高砂河川公園)	高砂市文化会館
高砂町藍屋町 (永楽橋から北東区域)	高砂小学校

東南海・南海地震防災対策計画を作成して
津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域の位置図



2. 避難の確保

- (1) 避難対象地区ごとに、次の事項について計画し、関係地区住民及び施設利用者にあらかじめ十分周知を図ることとする。
 - ① 想定される危険の範囲
 - ② 避難場所
 - ③ 避難場所に至る経路
 - ④ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - ⑤ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - ⑥ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (2) 各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、避難場所、避難路、避難方法等を見直していくこととする。なお、避難場所については、避難対象地区外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地区内にある堅牢な高層建物の中・高層階などいわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。
- (3) 避難地や津波避難用施設の計画的整備、津波避難ビルの活用、既存避難施設の安全性の点検、沿道建物の耐震化、ブロックべいの補強等安全な避難路の確保、その他非常時における交通の確保に必要な対策等を推進することとする。また、津波避難ビルを指定した場合は、管理者と津波発生時における屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。
- (4) 避難対象地区内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。
- (5) 東南海・南海地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を定めることとする。
- (6) 地域の自主防災組織及び施設管理者、事業所の自衛消防組織等は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を取ることとする。

3. 避難勧告・指示の発令

(1) 避難勧告・指示の発令基準

市長は、避難対象地区の住民等に対して第3章「災害発生時の応急対策等」第1節「地震発生時の応急対策」2の(2)の津波災害の定めを基本として、避難勧告・指示の発令基準を定めることとする。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

- ① 要避難地域の住民等に対して、広報車、携帯マイク及び防災行政無線による放送等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行う。
- ② 緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難勧告及び指示の周知を図るため、放送局に協力を要請（原則として県を通じて）することとする。また、BANBANテレビ株式会社へ、緊急放送（文字放送等）を要請することとする。
- ③ 必要に応じて加古川海上保安署、高砂警察署等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難勧告・指示の周知に努めることとする。

(3) 避難勧告及び指示の解除基準

避難勧告及び指示の解除は、大阪管区気象台による津波注意報または、津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とすることとする。

(4) 避難勧告及び指示の解除の伝達方法

避難勧告及び指示の解除の伝達は、「避難勧告・指示の伝達方法」によることとする。

(5) 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることが出来る。区域設定をした場合は警察官、消防吏員は危険防止その他必要な被害の予防に努めることとする。

4. 避難誘導體制

避難対象地区の住民（施設利用者）を対象とし、当該地区の自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、逃げ遅れがないようあらかじめ避難誘導要員を定めるなど誘導體制を整備することとする。

(1) 避難経路の確保

① 避難対象地区においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。

② 避難開始後は、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 避難誘導の実施

避難勧告又は指示を発令したときは、高砂警察署の協力を得て、地域住民（施設利用者）をあらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。

(3) 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導

日本語に不慣れな外国人、地理に不案内な観光客等が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、あらかじめそれらの者に対する避難誘導対策について協議、調整を行い、施設設置者、管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法を定めることを指導することとする。

(4) 集客場所等での表示

高砂海浜公園・向島公園（青年の家）・高砂河川公園に浸水予想図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、当該地域の津波の危険性等を事前に周知する方法を検討する。

(5) 港湾・漁業関係者等の避難対策

港湾関係における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう指導することとする。

(6) 船舶・漁船等の港外退避等

- ① 市、加古川海上保安署等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知することとする。
- ② 各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

5. 避難場所の維持・運営

- (1) 避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。
- (2) 避難後に実施する救護の内容は、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項の定めるところによる。
- (3) 避難場所の運営については、自主防災組織等が中心となって円滑に運営できるよう必要な支援を実施することとする。特に、避難場所への津波警報等の情報の提供について配慮することとする。
- (4) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。
 - ① 避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア. 収容施設への収容
 - イ. 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ. その他必要な措置
 - ② ①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとることとする。
 - ア. 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ. 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ. その他必要な措置
- (5) 避難した居住者及び施設利用者は、自主防災組織等とお互いに協力しつつ、避難場所の運営に努めることとする。

6. 災害時要援護者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

- (1) あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めることとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。
- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。

7. 避難意識普及啓発対策

市は、市民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難計画の作成、避難訓練、防災教育等を通じて、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

8. 文化財保護対策の実施

市は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進することとする。

第5節 消防機関等の活動

1. 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずることとする。
 - (1) 正確な津波警報等の収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等、応援部隊の進出・活動拠点の確保

2. 上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、別に定める高砂市水防計画（高砂市地域防災計画・風水害対策編巻末）による。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 水道事業

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について検討するように努める。

2. 電気事業

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講ずることとする。

3. ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。
- (2) 社団法人兵庫県エルピーガス防災協会が行う措置については、パンフレットの配布などにより消費者が講ずべき、地震・津波への備えと、発生時の緊急処置方法など地震対策広報に努めることとする。

4. 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

5. 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

第7節 交通対策

1. 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知することとする。

2. 海上

- (1) 加古川海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (2) 加古川海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。
- (3) 第五管区海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。
- (4) 第五管区海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (6) 加古川海上保安署及び港湾管理者は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

3. 鉄道事業者その他一般旅客運送業者

走行路線に、津波・地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等に、運行の停止その他運行上の措置を講ずることとする。また、走行中の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第8節 県及び市が管理又は運営する施設に関する対策

高砂海浜公園・高砂市青年の家・向島公園・高砂河川敷公園等における津波避難に関わる対策について定める。

1. 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県及び市が管理する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、施設ごとの具体的な措置内容は各施設ごとに定めることとし、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討し、避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報も併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

② 応急対策を実施する組織の確立

③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

④ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項（高砂市青年の家・向島公園）

① 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

② 出火防止措置

③ 水、食料等の備蓄（青年の家に50人分を検討する）

④ 消防用設備の点検、整備

⑤ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

⑥ 向島公園の動物等については、避難の具体的内容、実施方法等を検討することとする。

2. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断することとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

1. 施設整備の方針

防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

2. 実施内容

第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第2節 建築物等の耐震化の推進

1. 市施設の耐震化

市の有する施設についての耐震化を計画的かつ効果的に行うこととする。

2. 一般建築物耐震化の促進

昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県と協力し、推進することとする。

3. 実施内容

「建築物等の耐震化の推進」に関する他の事項については、第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」第2節「建物の耐震・不燃化等」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

1. 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第1節「防災に関する学習等の充実」に定めるところによる。

2. 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3. 企業の防災活動

東南海・南海地震防災対策基本計画において、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第2.2節「危険物施設等の応急対策の実施」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

1. 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施することとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施することとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることとする。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 災害時要援護者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 防潮扉等の閉鎖訓練
 - ⑤ 警備及び交通規制訓練
 - ⑥ 災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 市は、訓練内容を高度かつ実戦的なものとするよう努める。

2. 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (2) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。
- (3) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。

3. 住民等への普及啓発

- (1) 県、市町は東南海・南海地震に関する備えについて住民等への普及啓発を行うこととする。
- (2) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを平成17年度から3箇年で設置することとする。
- (3) 市町は、県の津波被害想定調査の結果、浸水の可能性があると考えられた地域がある場合、速やかにハザードマップを作成することとする。

4. 実施内容

その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」に定めるところによる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。

1. 住民等に対する教育

(1) 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施することとする。その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うこととする。

- ① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活の運営に関する知識
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出荷防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容
- ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑪ 東南海・南海地震が時間差発生したときの対応

(2) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。

(3) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。

2. 児童、生徒等に対する教育

小・中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3. 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

4. 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むこととする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 東南海・南海地震が時間差発生したときの対応

5. 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その内容を広報するよう図ることとする。

第7章 東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止

第1節 東南海・南海地震の時間差発生等への対応

東南海地震と南海地震が数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

1. 東南海・南海地震が時間差発生する場合への対応

(1) 対応方針

- ① 両地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- ② 東南海地震が発生した場合、後発地震（南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。